

◎佐賀県条例第26号

SAGAサンライズパーク条例の一部を改正する条例

SAGAサンライズパーク条例（平成31年佐賀県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(施設)</p> <p>第3条 サンライズパークの施設は、陸上競技場、アリーナ、体育館、水泳場、球技場、庭球場、エアライフル射撃場、ボクシング・フェンシング場、馬術場、ランニングコース及び合宿所とする。</p>	<p>(施設)</p> <p>第3条 サンライズパークの施設は、陸上競技場、アリーナ、体育館、水泳場、球技場、庭球場、エアライフル射撃場、ボクシング・フェンシング場、馬術場、ランニングコース、<u>合宿所及び駐車場</u>とする。</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。